

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年7月18日
【届出者の氏名又は名称】	O P I ・ 1 1 株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区浜松町二丁目4番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町二丁目4番1号 オリックス株式会社
【電話番号】	03-3435-3167
【事務連絡者氏名】	石井 耕平
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	O P I ・ 1 1 株式会社 (東京都港区浜松町二丁目4番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、O P I ・ 1 1 株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注3) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注4) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
- (注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年6月24日付で提出した公開買付届出書（平成26年6月26日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第1 公開買付要項

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

② ドイツ競争制限禁止法

(3) 許可等の日付及び番号

② ドイツ競争制限禁止法

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1【公開買付要項】

6【継株券等の取得に関する許可等】

(2)【根拠法令】

② ドイツ競争制限禁止法

(訂正前)

公開買付者は、ドイツ連邦共和国の競争制限禁止法（以下「ドイツ競争制限禁止法」といいます。）に基づき、連邦カルテル庁に対し、本株式取得以前に届出をする必要があります。当該届出より原則として1ヶ月間の待機期間中は本株式取得が禁止されますが、その待機期間内に連邦カルテル庁から別途承認を得られれば、ドイツ競争制限禁止法との関係では、公開買付者は同待機期間の経過を待たずに本株式取得を行うことができます。なお、当該届出は、平成26年6月20日に受理されております。なお、同待機期間が満了した場合又は連邦カルテル庁から株式取得を許可する旨の承認が得られた場合は、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに、訂正届出書を提出いたします。

公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、上記待機期間が終了せず、かつ、連邦カルテル庁から別途承認も得られない場合は、本公開買付けに係る期間の延長及び決済の開始日の延期が生じる可能性があります。また、かかる状況が発生した場合には、後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(訂正後)

公開買付者は、ドイツ連邦共和国の競争制限禁止法（以下「ドイツ競争制限禁止法」といいます。）に基づき、連邦カルテル庁に対し、本株式取得以前に届出をする必要があります。当該届出より原則として1ヶ月間の待機期間中は本株式取得が禁止されますが、その待機期間内に連邦カルテル庁から別途承認を得られれば、ドイツ競争制限禁止法との関係では、公開買付者は同待機期間の経過を待たずに本株式取得を行うことができます。なお、当該届出は、平成26年6月20日に受理されており、平成26年7月15日（現地時間）付で、連邦カルテル庁より本株式取得を別途承認する文書を取得いたしました。

(3)【許可等の日付及び番号】

② ドイツ競争制限禁止法

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

許可等の日付 平成26年7月15日（現地時間）

許可等の番号 B4-54/14